

桂川町子ども・子育て支援事業計画



平成27年3月

桂 川 町

は じ め に



本町は、「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」の基本理念のもと、「第5次桂川町総合計画」では「協働で未来（夢）を拓く～笑顔あふれるまち“けいせん”」を将来像とし、町づくりひとづくりを推進しています。

総合計画では、健康・福祉の充実を基本施策として、「安心して子どもを産み育てることができる子育て支援の充実」を掲げ、次世代育成支援対策推進法に基づく「桂川町次世代育成支援対策行動計画」を策定し、子育て支援に関する総合的な施策の展開を図ってまいりました。

このたび、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に成立し、新制度が平成27年4月よりスタートすることとなり、「桂川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、更なる子育て支援の充実を図っていくこととしました。

近年、核家族化の進行などに伴う育児の孤立化や地域のつながりの希薄化が進み、子育てに不安や孤立感を覚えている家庭は少なくありません。

子どもたち一人ひとりが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、健やかに成長することは、家族の喜びであるとともに、社会全体の願いでもあります。

この計画では、「みんなで応援 すくすく桂川っ子～親も子も笑顔あふれるまち“けいせん”～」を基本理念として、若い世代が安心して子どもを産み、子育てをしたくなる町づくりを進めてまいります。

結びに、この計画策定にあたり、ご尽力いただきました「桂川町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、子ども・子育て支援に関するニーズ調査やパブリックコメント等を通じて、ご意見をいただきました関係機関や町民の皆様に心からお礼申し上げますとともに、今後とも計画の推進に対しまして、ご支援とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

平成27年3月

桂川町長 井上 利一

目 次

第Ⅰ部 序論	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の概要	5
3. 桂川町の子ども・子育てを取り巻く状況	6
4. 桂川町次世代育成支援対策行動計画の総括	21
5. 桂川町の子ども・子育て支援施策の課題	26
第Ⅱ部 桂川町子ども・子育て支援の基本的考え方	29
1. 基本理念	30
2. 基本目標	31
3. 家庭・地域・事業者・行政の役割	32
4. 基本的視点と主要施策の方向	33
第Ⅲ部 事業計画	39
1. 教育・保育提供区域の設定	40
2. 教育・保育提供体制の確保	41
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実	45
4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	53
5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みの推進	55
6. 計画の推進体制	56
資料編	57
1. 桂川町子ども・子育て会議条例	58
2. 桂川町子ども・子育て会議委員	60
3. 計画策定の経緯	61
4. 目標量	62

第 I 部 序 論

1 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

これまで、本町では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援対策行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請等から、抜本的な制度改革が求められていました。

具体的には、以下の諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上等。
- 子ども・子育て支援※¹が質・量ともに不足
 - ・家庭関係社会支出の対GDP（国内総生産）が低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 学童保育所（放課後児童クラブ）の不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の横断的な活用の難しさ
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法※²を制定し、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

※¹ 子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（子ども・子育て支援法第7条（以下、法という。））

※² 子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援制度のポイント

●認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園^{※1}の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付^{※2}」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付^{※3}」）の創設

●地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

●基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

●社会全体による費用負担

- ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

●子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

（２）計画策定の趣旨

関連３法による新制度への移行に伴い、本町が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画^{※4}」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組みを通じて、家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

※1 幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第2条）※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。

※2 施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第11条）

※3 地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第11条）

※4 子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第61条）

（３）法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町で策定した以下の関係する各分野の計画と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画とも可能な限り整合を図ります。

また、計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

【関連計画】

- 桂川町総合計画
- 桂川町高齢者福祉計画
- 桂川町障害者計画 等々



2 計画の概要

(1) 計画の期間

平成27年度から31年度までの5か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、おおむね18歳に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせる等、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

「桂川町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「桂川町子ども・子育て会議^{※1}」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育所等の施設の定員設定のあり方等）の審議をはじめ、具体的には、次のような点について調査・審議しました。

- ①潜在的なものを含め教育・保育・子育ての支援ニーズが適切に把握されているか。
- ②教育・保育施設^{※2}（認定こども園・幼稚園・保育所）と地域型保育事業^{※3}（家庭的保育^{※4}事業等）等、施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標。
- ③ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業^{※5}（子育て支援センター、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育、乳幼児家庭全戸訪問事業、学童保育所（放課後児童クラブ）、妊婦健診等）が計画的に盛り込まれているか。
- ④事業の点検評価
- ⑤現行の計画について見直すべき部分はないか。

※1 市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、町長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める町長の付属機関）。

※2 教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。（法第7条）

※3 地域型保育事業

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（法第7条）

※4 家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（法第7条）

※5 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。（法第59条）

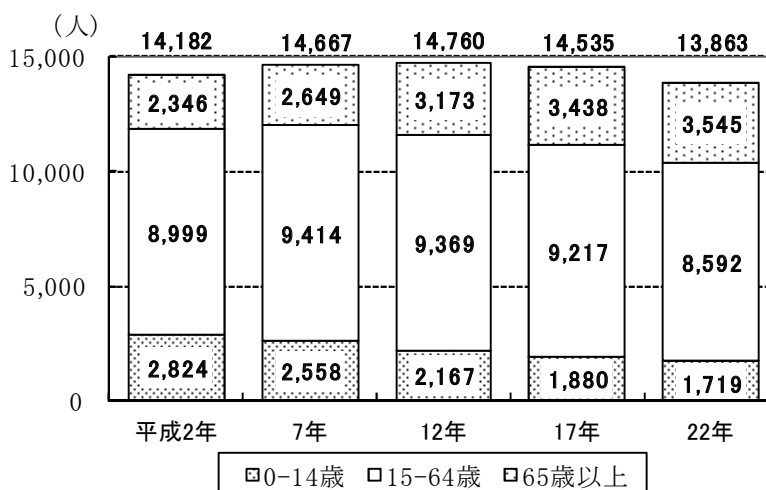
3 桂川町の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

①総人口・世帯数の推移

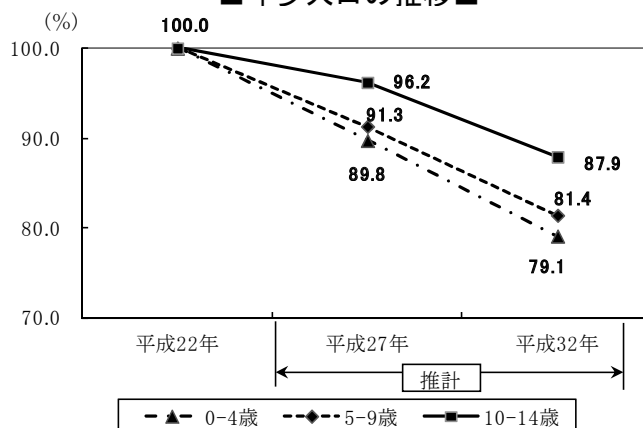
- 全国的に人口減少社会にある中で、本町の人口にも少子高齢化の影響がみられます。平成2年と比較すると、年少人口は約1,000人減少しているのに対し、高齢者人口は約1,200人増加しています。
- 国立社会保障・人口問題研究所では、平成22年の国勢調査結果を基に、都道府県・市町村別の人口推計を行い、平成25年3月に公表しています。その結果によると、本町の年少人口の中では、0-4歳、5-9歳の就学前から小学校低学年、10-14歳の小学校高学年から中学生の年代とも減少が予想され、特に、0-4歳の減少率が大きくなることが予想されます。

■総人口・年齢区分別人口の推移■



資料: 国勢調査

■年少人口の推移■



資料: 日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)

(単位: 人、%)

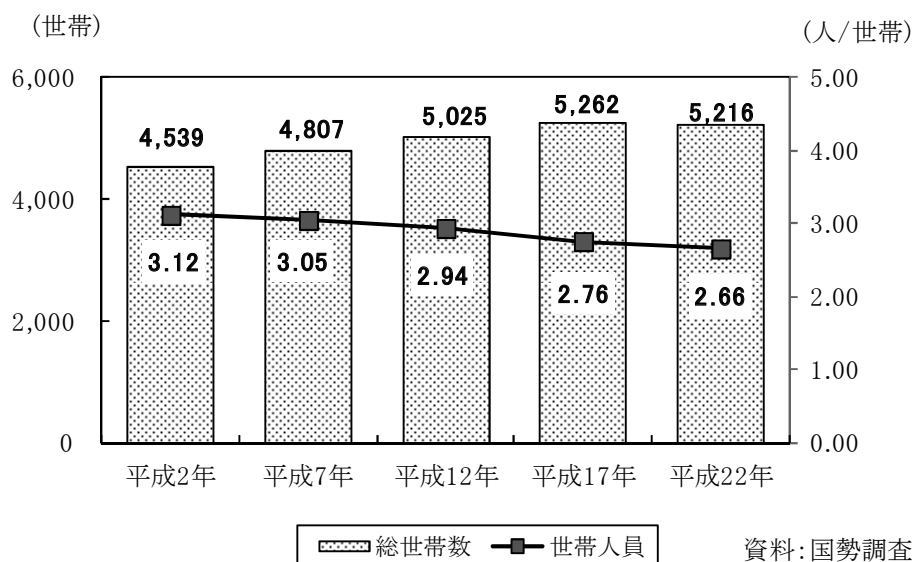
	実績	推計		平成22年を100とした伸び率		
	平成22年	平成27年	平成32年	平成22年	平成27年	平成32年
0-4歳	527	473	417	100.0	89.8	79.1
5-9歳	587	536	478	100.0	91.3	81.4
10-14歳	605	582	532	100.0	96.2	87.9

資料: 日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)

②世帯の推移

- 総世帯数は、平成17年までは増加していますが、平成22年には若干の減少に転じています。ただ、一世帯当りの世帯人員は年々減少し、核家族化が進行しています。

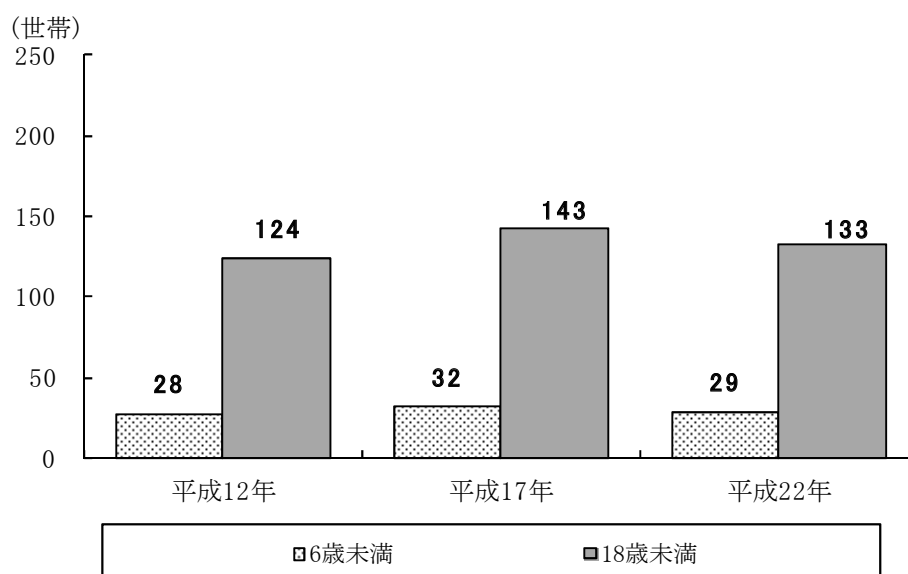
■総世帯数及び世帯人員の推移■



③子育て世帯の推移

- ひとり親家庭の増加がみられ、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

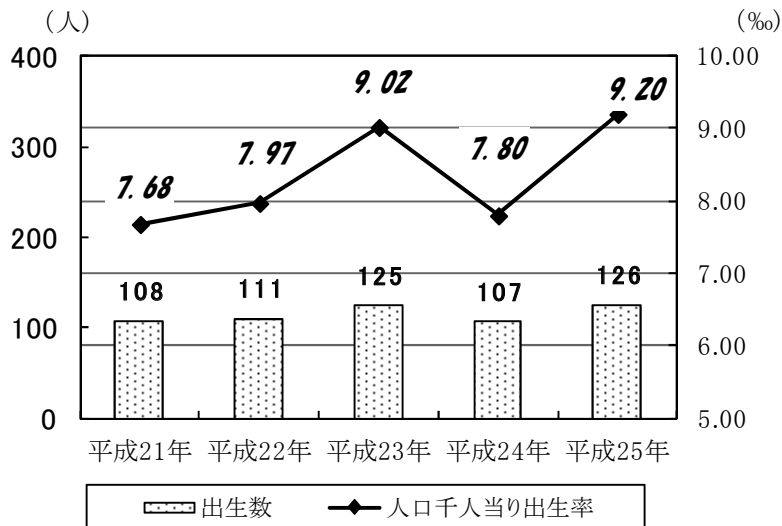
■6歳未満・18歳未満の子どものいるひとり世帯の推移■



④出生の動向

- 平成25年の出生数は126人、人口千人当たり出生率は9.20‰となっています。ここ3年間の推移をみると、出生数、出生率ともに増減を繰り返しています。

■出生数及び人口千人当たり出生率の推移■

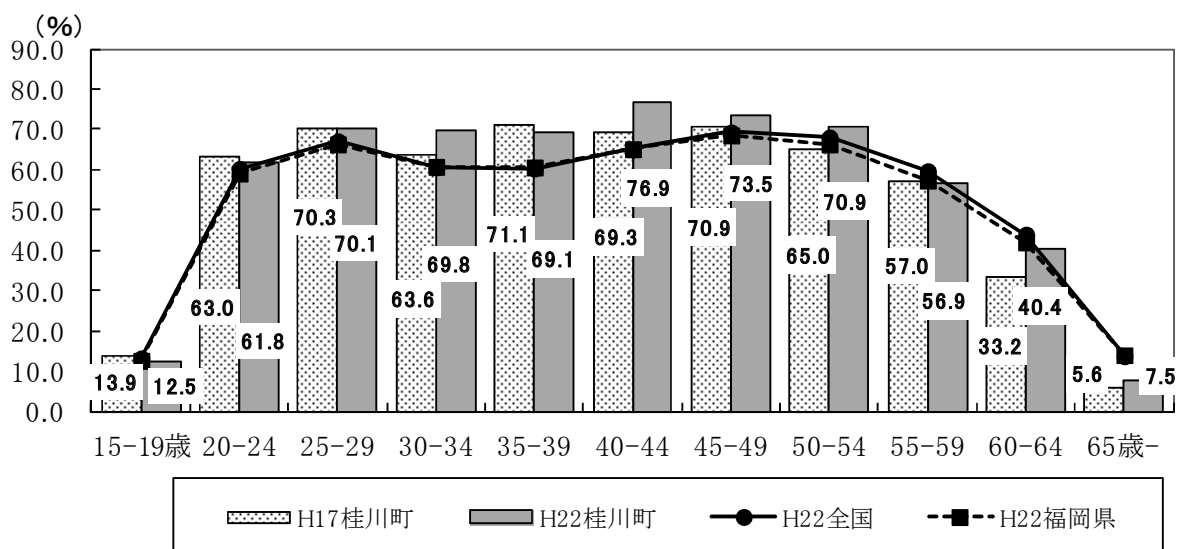


資料: 人口動態総覧

⑤女性の就労の状況

- 本町の女性の労働力率を福岡県と比較してみると、25～39歳の子育て中の女性の労働力率が高いことがわかります。今後とも、家庭と職場の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。

■女性の就業率の推移■



資料: 国勢調査

(2) 教育・保育施設の状況

①保育所

- 現在、本町には公立保育所が2園、私立保育園が1園あり、入所率はここ3年ほど増加しており、平成26年時点では約11%の定員オーバーとなっています。

■保育所の状況■

各年10月1日現在

区分	保育 所数 (カ所)	定員数 (人)	児童数 年齢別			合計 (人)	入所率 (児童数/ 定員)(%)
			0歳	1-2歳	3-5歳		
平成22年度	3	330	38	123	190	351	106.4
平成23年度	3	330	35	119	188	342	103.6
平成24年度	3	330	32	127	192	351	106.4
平成25年度	3	330	38	125	209	372	112.7
平成26年度	3	330	37	124	205	366	110.9

資料:保育所月報より転記

②幼稚園

- 現在、本町には1園の公立幼稚園があり、入園率はほぼ横ばいであり、平成26年時点では、定員の67.5%の水準となっています。

■幼稚園の状況■

各年5月1日現在

区分	幼稚園数 (カ所)	定員数 (人)	児童数 年齢別			合計 (人)	入園率 (児童数/ 定員)(%)
			3歳	4歳	5歳		
平成22年度	1	120	21	29	33	83	69.2
平成23年度	1	120	22	24	31	77	64.2
平成24年度	1	120	24	27	26	77	64.2
平成25年度	1	120	31	30	27	88	73.3
平成26年度	1	120	24	28	29	81	67.5

資料:学校基本調査 ※定員は4クラス時のもの

〔参考〕平成26年度 児童福祉施設在籍児童数

(保育所は10月1日現在、幼稚園は5月1日現在)

(単位:人)

(単位:人)

施設名		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	受託児童を除く、 桂川町在住児数	備考
就学 前 児 童	土師保育所	120	11	27	16	28	22	27	131	128	内、受託児童数3人
	吉隈保育所	90	8	20	19	20	22	18	107	103	内、受託児童数4人
	善来寺保育園	120	18	23	19	24	24	20	128	124	内、受託児童数4人
	3園合計	330	37	70	54	72	68	65	366	355	内、受託児童数11人
	他市町村公立保育所		0	3	1	1	2	1	8	8	町内の児童を他市町村に委託
	他市町村私立保育所		3	3	3	5	3	6	23	23	町内の児童を他市町村に委託
	合 計									386	
	桂川幼稚園	120	—	—	—	24	28	29	81	81	
	他市町村幼稚園	—	—	—	2	10	17	15	44	44	町内の児童が町外の幼稚園に通う
	合 計									125	



(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

●地域子ども・子育て支援事業の実施状況を示します。

- 1.利用者支援事業【新規】
- 2.地域子育て支援拠点事業（平成27年度から子育て支援センター開始予定）
- 3.妊婦健康診査（桂川町妊婦健康診査）
- 4.乳児家庭全戸訪問事業（桂川町乳児家庭全戸訪問事業）
- 5.養育支援訪問事業
- 6.子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（桂川町子どもネットワーク会議）
- 7.子育て短期支援事業
- 8.ファミリーサポートセンター事業
- 9.一時預かり事業
- 10.延長保育事業
- 11.病児保育事業
- 12.放課後児童健全育成事業（桂川町学童保育所）
- 13.実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- 14.多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

このうち、3、4、6、12の事業は、本町で（ ）内の事業として実施中であり、それぞれの取組み状況は以下の通りです。

①妊婦健康診査

事業内容

医療機関に委託。妊娠中の健康管理及び疾病を早期発見し、早期に治療することを目的とする。

【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

- ◆妊娠初期より妊娠23週（第6月末）まで：4週間に1回
- ◆妊娠24週（第7月）より妊娠35週（第9月末）まで：2週間に1回
- ◆妊娠36週（第10月）以降分娩まで：1週間に1回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度

取組み状況

【実績（平成25年度）】

- 延べ受診者数：1, 286人
- 母子手帳発行者数：121人

※一人の妊婦につき14回分の妊婦健康診査補助券を配布。

②乳児家庭全戸訪問事業**事業内容**

生後4か月までに家庭訪問を行い、健康状態を確認しながら、母親の不安を軽減し、育児の自信と喜びにつなげていく。また、産後の母体の健康管理についても指導助言を行う。

取組み状況

【実績（平成25年度）】

●訪問実績数：113人

※本町では、おおむね生後2か月までの乳児のいる家庭を、保健師、助産師と主任児童委員が全戸訪問。

③子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業**事業内容**

0歳～18歳に満たない児童の虐待や引きこもり等について、一貫した対応ができるように2か月に1回の定例会議を実施するとともに、必要に応じて個別ケース会議等も実施し、児童虐待や引きこもり等のケース検討を行う。

取組み状況

【実績（平成25年度）】

●ネットワーク会議開催回数：6回

④放課後児童健全育成事業**事業内容**

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができないおおむね10歳未満の児童に対して、学校や児童館等で、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する。（学童保育）

※平成24年の法改正により、対象範囲がおおむね10歳未満から小学校就学児童までへ拡大

取組み状況

【実績（平成25年度）】

●実施箇所：2か所

●登録者数：215人

※社会福祉協議会に委託。

平成26年10月1日現在

学童クラブ名	定員	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	入所率(登録者/定員) (%)
桂川小	200	36	45	39	33	8	7	168	84.0
桂川東小	50	12	6	8	6	3	5	40	80.0
合計	250	48	51	47	39	11	12	208	83.2

（４）ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成27年度を初年度とする「桂川町子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、町民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見等を把握するために、「桂川町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1.調査対象者と抽出方法	桂川町に居住する就学前児童全員の保護者	桂川町に居住する1～6年生の全児童の保護者
2.調査方法	町内の幼稚園や保育所に通っている児童については、幼稚園、保育所で配布・回収し、それ以外の児童については、郵送による配布・回収を実施	町内の小学校に通っている児童については、小学校で配布・回収し、それ以外の児童については、郵送による配布・回収を実施
3.調査期間	平成25年12月6日～ 12月20日（12月31日）	平成25年12月6日～ 12月20日（12月31日）
4.回収状況	配布数 567人 回収数 330人 回収率 58.2%	配布数 511人 回収数 301人 回収率 58.9%

（※）「3.調査期間」の（ ）内は最終締切日

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

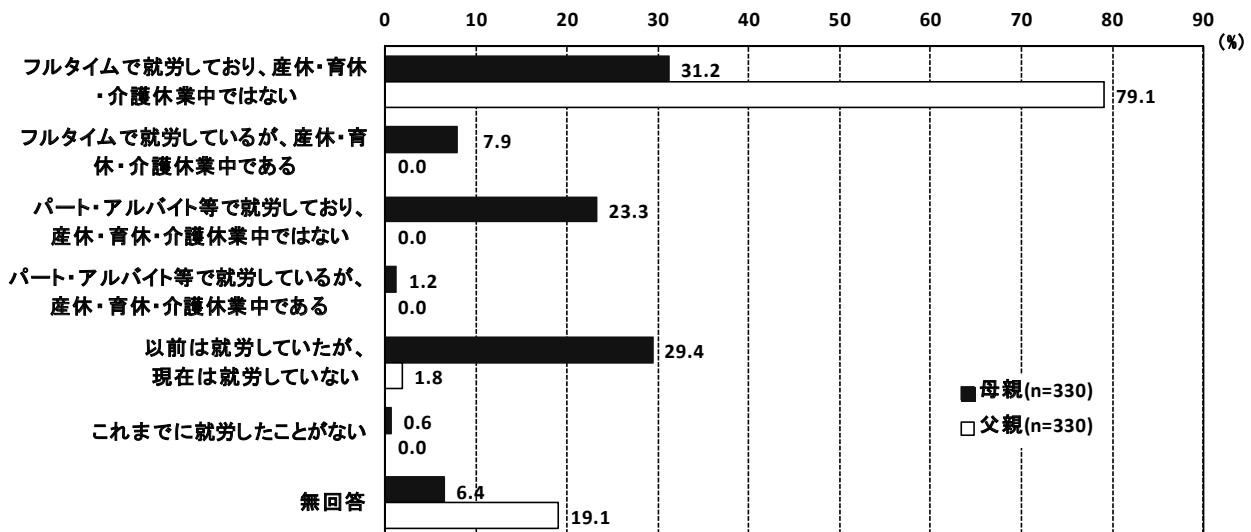
算出されたパーセントは、小数第2位を四捨五入して、小数第1位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は100.0%を超えます。

②就学前児童

■母親・父親の就労状況

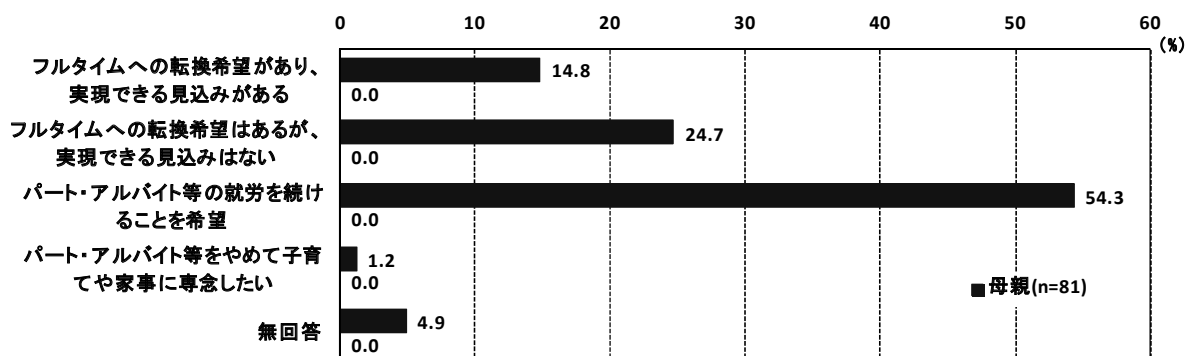
保護者の就労状況について、父母別にみると、父親は「フルタイム」の就労者が79.1%で大半を占めているのに対し、母親は「フルタイム」(31.2%)、「パート・アルバイト等」(23.3%)での就労者、未就労者等に分かれており、就労形態が多様化しています。



■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望をみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が54.3%でもっとも多く、過半数を占めています。ついで、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が24.7%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が14.8%となっています。

全体の4割近くの方がフルタイムへの転換を希望していますが、そのうち実現できる見込みがあるのは14.8%にとどまっており、フルタイムへの転換の実現が厳しい状況にあることがうかがえます。



■現在就労していない母親の就労意向

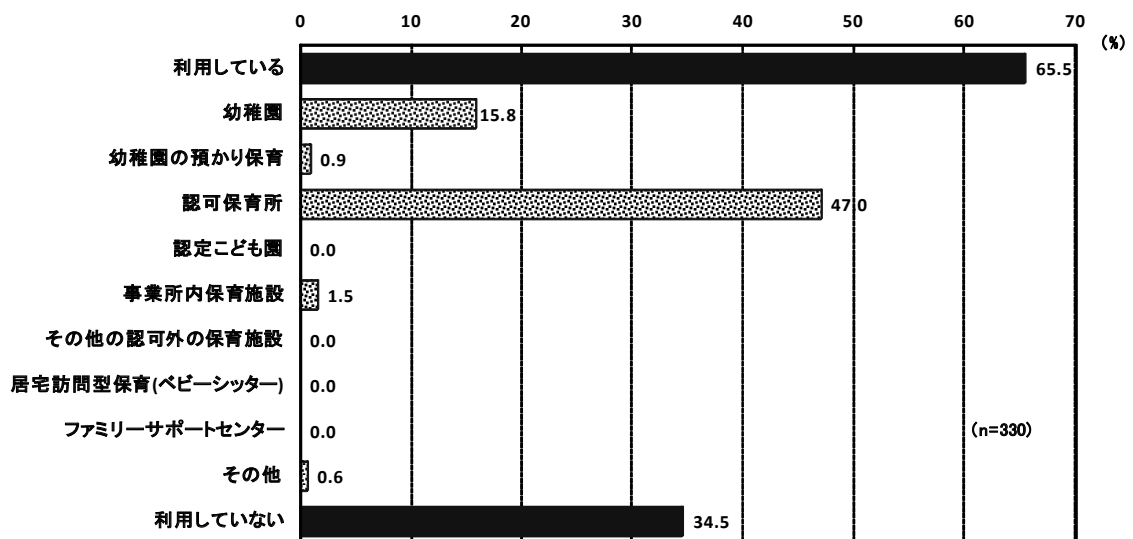
現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が25.3%、「1年より先、一番下の子どもが(3.8)歳になったところに就労したい」が47.5%と、全体の就労意向は7割を超えており、就労意欲は強くなっています。



(注) () 歳の数字は、平均年齢

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

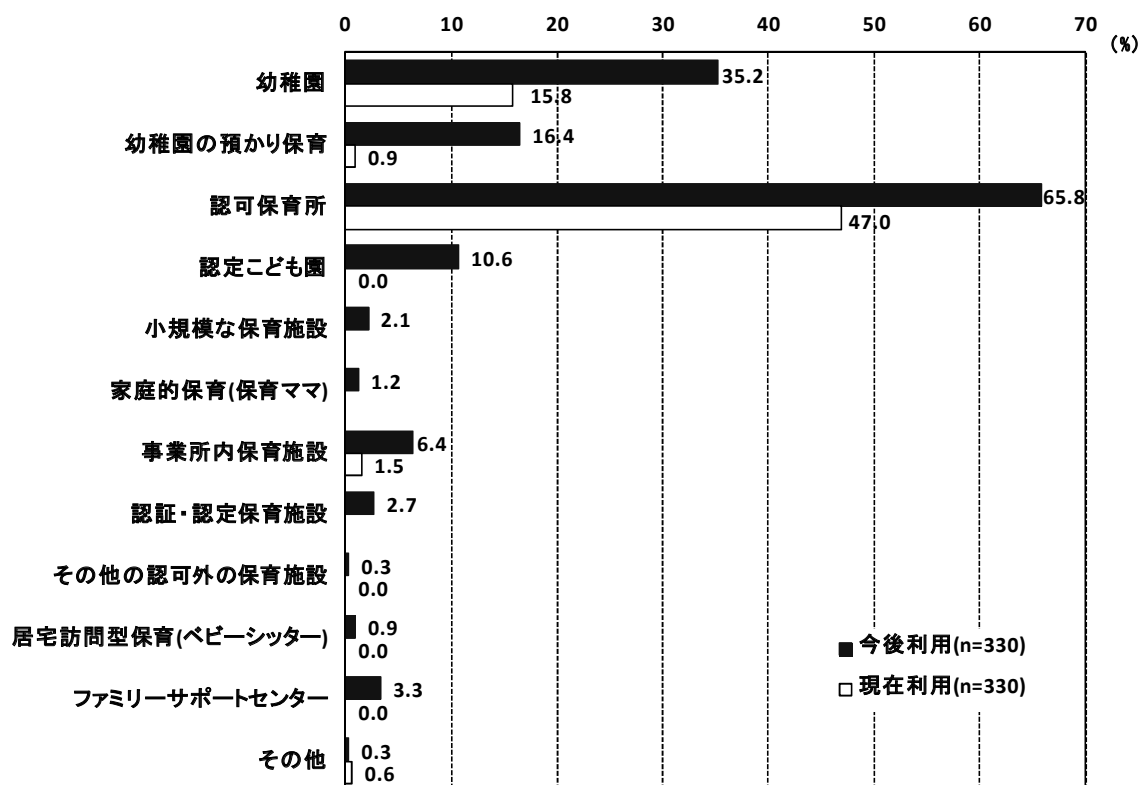
何らかの教育・保育の事業を利用している人は、65.5%であり、そのうち、利用している教育・保育の事業としては、「認可保育所」が47.0%と圧倒的に多く、ついで「幼稚園」の15.8%が続く、それ以外はいずれも数パーセントの利用率となっています。



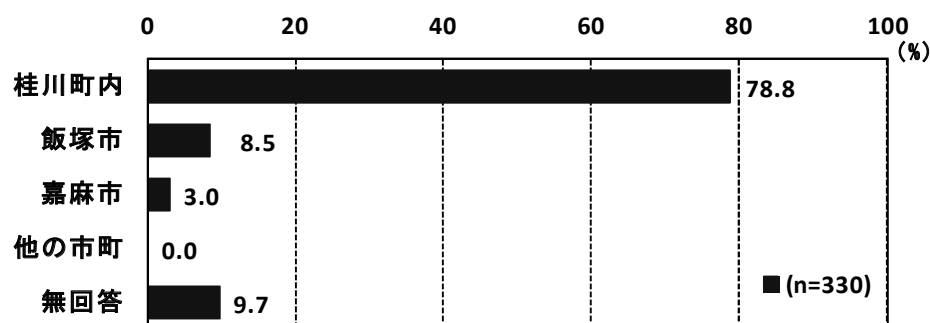
■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後、定期的に利用したい事業としては、「認可保育所」が65.8%、「幼稚園」が35.2%で、この2項目で大半を占めており、利用したい場所については「桂川町内」の希望が78.8%となっています。

【利用希望施設】

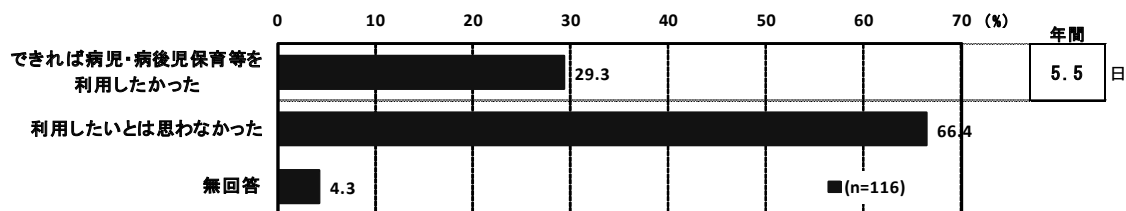


【利用希望場所】



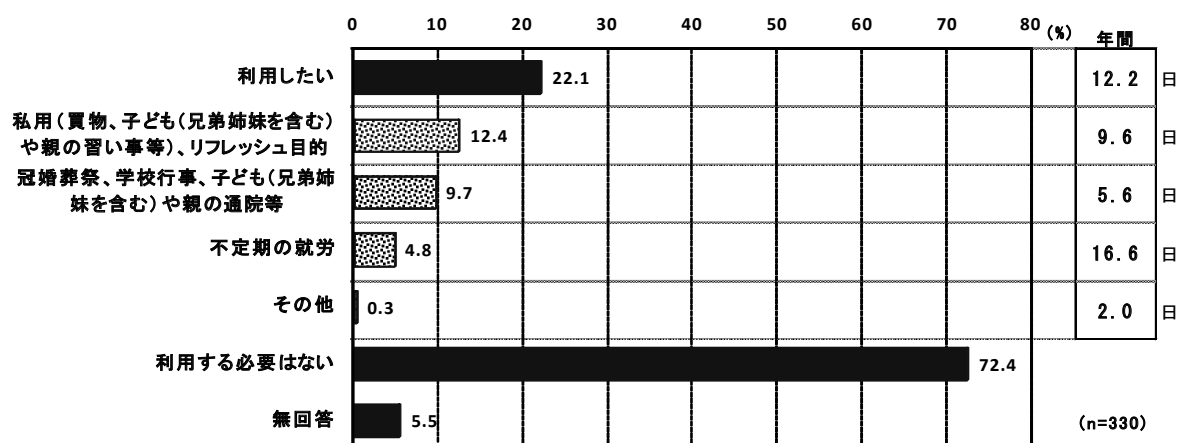
■病児・病後児保育の利用希望

父親又は母親が仕事を休んで対処した方のうち「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」と答えたのは29.3%で、その日数は年間平均5.5日となっています。



■一時預かりの利用希望

今後「利用したい」と答えたのは22.1%で、年間の必要日数は12.2日となっています。その理由としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が12.4%で平均日数9.6日、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」が9.7%で平均日数5.6日となっています。

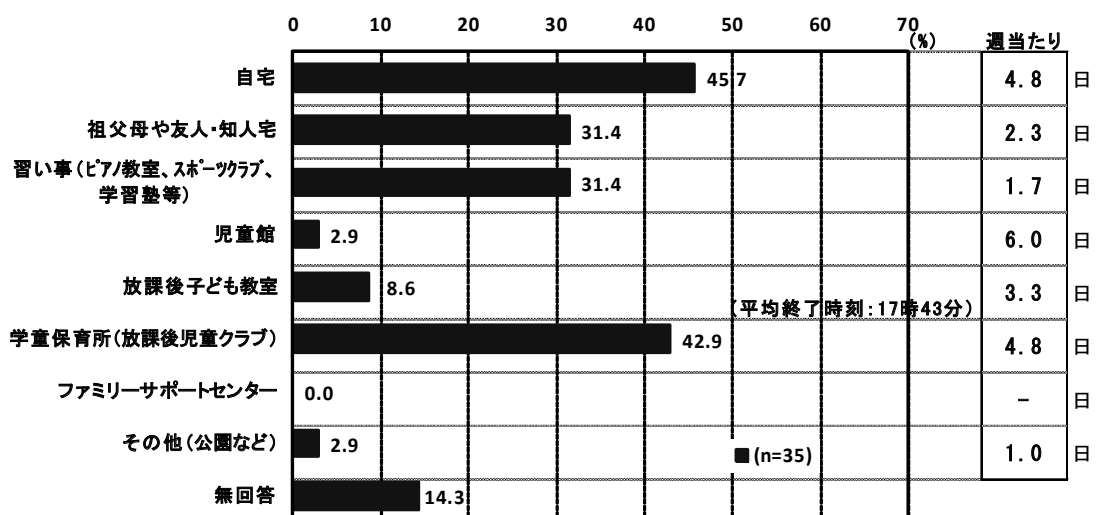


■学童保育所（放課後児童クラブ）の利用意向

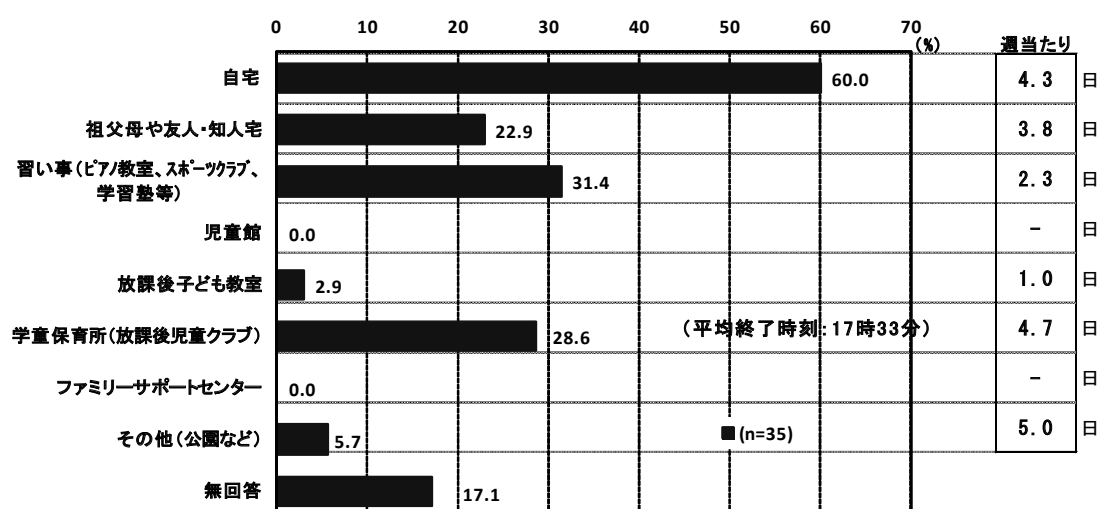
「低学年」の時は、平日の放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が45.7%と最も多くなっており、日数は週当たり4.8日となっています。ついで「学童保育所（放課後児童クラブ）」が42.9%で4割程度が希望しており、日数は4.8日となっています。

「高学年」の時は、「自宅」が60.0%と最も多く、週当たり4.3日となっており、以下「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾等）」が31.4%で週当たり2.3日、「学童保育所（放課後児童クラブ）」が28.6%で週当たり4.7日と続いています。低学年時に比べると、「自宅」と「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾等）」を希望する割合が高くなっており、「学童保育所（放課後児童クラブ）」を希望する割合が14.3ポイント低くなっています。

【低学年】



【高学年】

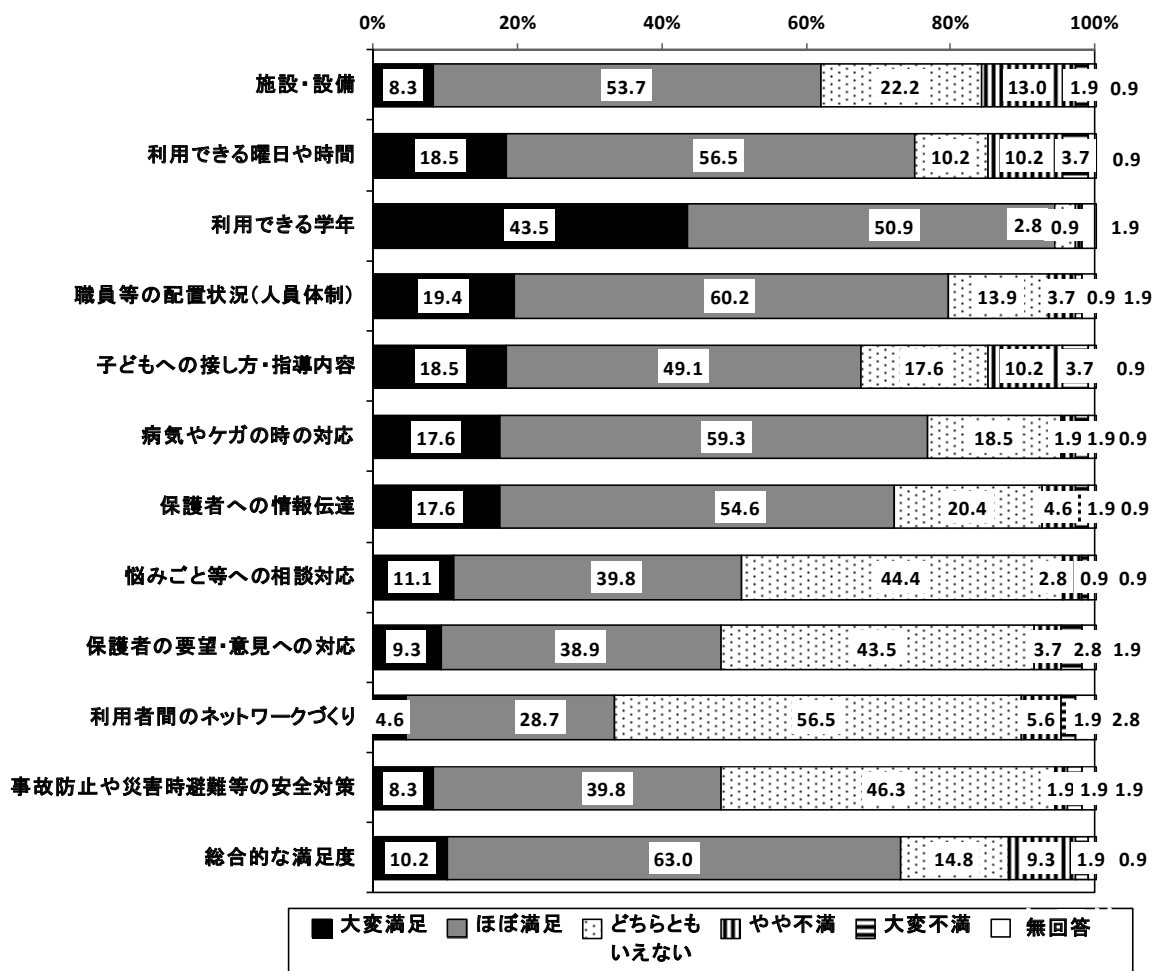


③小学生

■学童保育所（放課後児童クラブ）の評価

学童保育所（放課後児童クラブ）に対する評価については、「大変満足」と「ほぼ満足」を合わせた割合でみると、「利用できる学年」（94.4%）、「職員等の配置状況（人員体制）」（79.6%）、「病気やケガの時の対応」（76.9%）、「利用できる曜日や時間」（75.0%）「保護者への情報伝達」（72.2%）となっており、いずれも7割を超える満足度となっています。

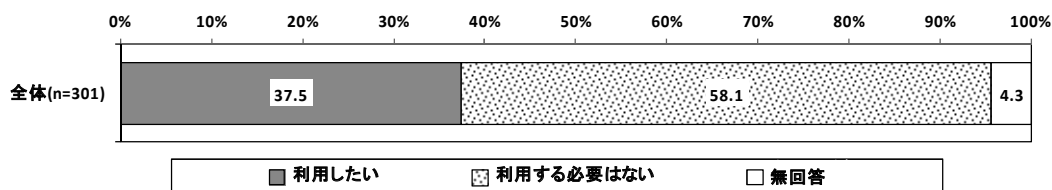
一方、「利用者間のネットワークづくり」については満足度が33.3%にとどまっており、保護者間の情報交換の場づくりが必要です。



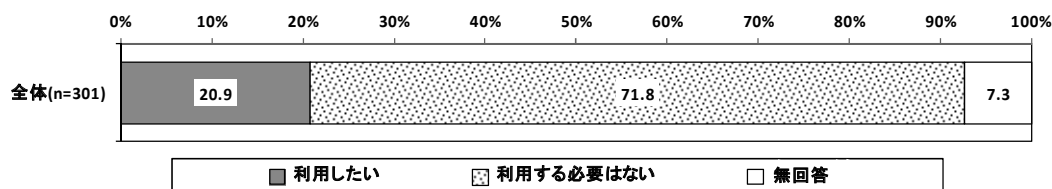
■学童保育所（放課後児童クラブ）の利用意向

利用していない人も含めて今後の利用意向を尋ねたところ、平日に「利用したい」は37.5%となっています。土曜日の利用を希望しているのは20.9%で、長期の休暇期間中の利用を希望しているのは48.8%となっています。

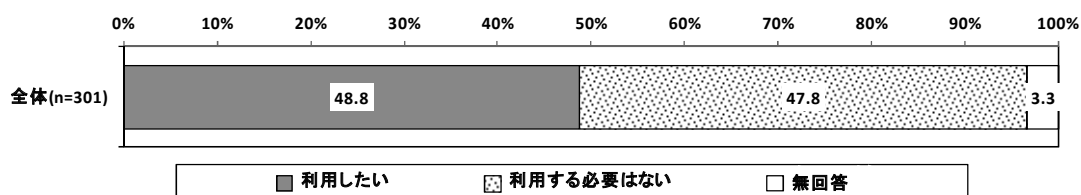
(1) 平日



(2) 土曜日



(3) 夏休みや冬休み等長期の休暇期間中について



4 桂川町次世代育成支援対策行動計画の総括

「桂川町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）※¹」の評価、ニーズ調査結果等を踏まえた現計画の総括を行います。

（１）地域における子育ての支援

①地域における子育て支援サービスの充実

- 学童保育所については、すでに１年生から６年生までを受入れており、趣向を凝らした行事を取り入れ、安全の確保と健全育成の保育体制に努めています。しかし、受入れ施設の分散化や設備の老朽化、夏休み等の長期休暇期間のみの利用対応、学習環境の整備等の問題があります。
- 子育て支援グループ「トライアングル」は、親子の仲間作りや子育ての相談、リフレッシュの場となっています。
- 子育て支援「Ｗａ－Ｗａ」の託児利用者は、増加傾向にある中、現在ほとんどの依頼に対応できている現状です。しかし、ボランティア的活動団体であるため、受入れ体制に限度があります。
- すくすく広場の利用者は増加しており、木曜日のサロン活動も、親子の良き交流の場になっています。しかし、利用者から場所が分かりづらく、施設の段差やトイレが子どもに適していない等の意見や、専門職員常駐の要望もあります。
- 一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）及びファミリーサポートセンター事業については、現時点では未着手の状況です。
- ブックスタート及びフォローアップブックスタート事業は、毎月実施される乳児健診に併せて取組んでいますが、参加者の誘導等効率化を図ることが必要です。

②保育サービスの充実

- 職員研修等については、開所中は、人員配置等で調整しながら、必要な研修には可能な限り出席しており、スキルアップに努めています。
- 延長保育事業については未着手ですが、既存の保育時間内においては、十分な対応が図られています。
- 保育サービスに関する情報提供等については、ケーブルネットでの配信をはじめ、園庭開放や高齢者との交流の中で積極的な情報提供を行っていますが、町のホームページへの新着ニュース等のページの設置は未着手の状況です。

③子育て支援ネットワークづくり

- 手作りいろいろ教室は、子育て支援グループ「トライアングル」が企画運営を行い、会

※¹ 桂川町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）

「次世代育成支援対策推進法」に基づく、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するための計画。
前期計画 平成１７～２１年度 後期計画 平成２２～２６年度

員の加入促進や、同じ立場の母親たちを応援するために、様々な内容を取り入れていますが、託児を子育て支援「WaーWa」に依頼しているため、受入れ定員に限度があります。

- 子育てを考える地域懇談会については、地域とのつながりの中で子どもを見守り、育むためには必要な事業ですが、参加者数が減少傾向にあります。
- 桂川町子どもネットワーク会議については、年ごとに登録件数は増えていますが、解決の支援施策が少なく、マンパワー※¹が不足し、支援の調整や管理等ができていない状況です。

④児童の健全育成

- 通学合宿・野外体験キャンプについては、参加者からの評価も高く、参加者も多いのですが、ボランティア等の協力者となる人材が不足している状況です。
- 桂川「ひまわり」アンビシャス広場※²については、地域の連携を含め、推進員・ボランティアの人材確保ができています。事業としての評価も高く、地域に定着しています。
- 図書館まつりについては、順調に参加者が増えていますが、より多くの人に来ていただけるよう、企画内容の幅を広げる等も検討しています。
- 図書館主催「おはなし会」については、支援の充実が図られていますが、より多くの子どもたちに参加してもらえるよう、広報の充実や学校との連携等を検討しています。
- 社会福祉協議会が実施している夏休み子ども受入れ事業については、学童保育所の児童が主に参加しており、一般申し込みでの参加者が少ない状況です。

⑤地域の高齢者やボランティア等の参画推進

- ボランティア団体や個人ボランティアの一員として、学校や学童保育所、アンビシャス広場等の子どもたちと、遊びや福祉体験等で交流を行う場が、高齢者の生きがいや健康増進につながっています。



※¹ マンパワー

労働力。仕事等に投入できる人的資源。

※² アンビシャス広場

地域の大人たちが見守る子どもたちの居場所。放課後や休日にみんなで遊んだり、話をしたり、学習をしたり、さまざまなふれあいをすることができる。

(2) 母性ならびに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

①子どもや母親の健康の確保

- 母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、乳幼児訪問指導、妊婦さん安心教室（母親学級）、ピヨピヨ教室、わんぱく教室、母子栄養強化事業、予防接種については、いずれも、関係制度に基づき実施しています。
- 子育て支援講座については、計画通り実施していますが、子育て支援団体に属している人の参加が多く、一般参加が少ない状況です。

②思春期保健対策の充実

- 学校保健授業は総合的な学習の時間及び学級活動の中で実施しており、性教育について、小学校では学期毎に実施、中学校では学級活動のみならず、2年生については講演会を実施しています。また、薬物に関しては、3年生を対象に講演会を実施し、保健体育の授業の中でもエイズをはじめとする性感染症、タバコ・薬物が人体に及ぼす影響等を学習しています。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

①次世代の親の育成

- 保育所での職場体験事業の受入れについては、大学・短大の保育実習をはじめ、中学・高校の職場体験・インターンシップ※¹、町立小学校の家庭科授業等から、積極的に受入れています。

②子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

- 町立幼稚園については、平成22年度の「桂川幼稚園運営審議会」の答申を踏まえ、今後、教育時間前後や園の休業中の教育活動（預かり保育）等の実施も検討し、幼児期の学校教育としての充実を図ることで、小学校への円滑な接続を見通した教育課程の実施を進めていくことが課題となっています。
- 小学校、中学校における自然体験・農業体験・職場体験事業について、中学校における農業体験は、総合学習の中で実施しており、嘉穂総合高校3年生を招いて取り組んでいます。また、職場体験については、総合学習として2年生が50事業所での3日間の職場体験を実施しており、1年生については、各業種の社会人をゲストティーチャー※²として招きインタビュー形式での聞き取りを行っています。
- 桂川小学校では、6年生を対象に平成26年度より職場体験を実施しています。
また、桂川東小学校の2～4年生については、嘉穂総合高校3年生を招いて野菜づくり

※¹ インターンシップ

会社等での実習訓練期間。学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。体験就業。

※² ゲストティーチャー

学校の授業に、指導者として特別に招いた一般の人。

を実施したり、嘉穂総合高校を訪問し動物の飼育等を学んでいます。1年生は外部のゲストティーチャーを招いて野菜づくりを実施しています。

- 桂川町就学指導委員会について、毎年就学前健診後に開催しています。
- 「生き生き桂川っ子」総合推進事業については、心豊かでたくましい桂川の子どもを育てると同時に、確かな学力を身に付けさせるため、事務局会、実務担当者会を適時実施し、メンバー間における情報連携や行動連携を図りながら取組みを進めています。
- スクールカウンセラー※¹活用事業について、中学校では、毎週金曜日にスクールカウンセラーの配置を行っており、生徒だけでなく、保護者も対象に実施しています。小学校については相談依頼がある場合に対応することもあります。
- 地域に開かれた学校づくりの推進について、「生き生き桂川っ子」総合推進事業を軸に、土曜授業等で、地域の教育力を活用した取組みを実施しています。

③家庭や地域の教育力の向上

- 古代の謎フェスティバルにおいて、平成18年度から桂川中学校生徒会による新競技の企画運営を行い、平成25年度からは、放送部門を放送部が担当する等、若い人材の育成に努めています。
- 子ども会については、少子化が進む中、習い事をする子どもが増加したことで、地域における子ども会活動の参加ができない子どもが増えたこと、コミュニティ※²の希薄化により、行事への参加も呼びかけにくくなったこと等から、子ども会が存続できない行政区が増加しています。また、アンビシャス広場の設立により、個人参加型の様々な体験学習を選択して行えるようになったこともあり、子ども会の衰退に拍車がかかっています。今後は、子ども会とアンビシャス広場の特性を活かした事業の推進が必要となっています。

（４）子育てを支援する生活環境の整備

- 児童遊園の維持・管理については、平成19年度と平成25年度に遊具点検を実施し、緊急度の高いものから整備を行ってはいるものの、ほとんどの遊具が老朽化により破損等が進んでいます。
- 防犯対策については、「子ども110番の家」や、交通安全対策としての「交通安全指導」「交通安全ポスターコンクール」等に取り組んでいます。
- 「子ども110番の家」については、町全域に設置されているものの、各種団体からステッカー等を個別に配布をしているため、町全体の設置件数の把握が困難となっています。

※¹ スクールカウンセラー

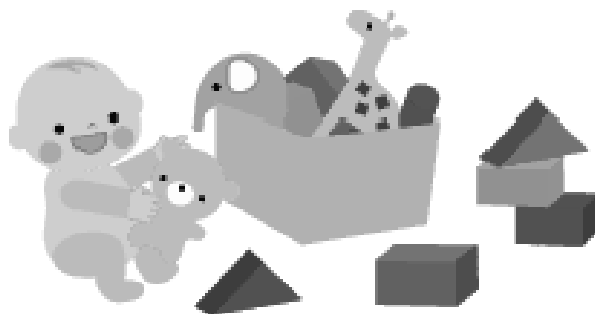
いじめや不登校等の対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士等の専門家。

※² コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方等、生産・自治・風俗・習慣等で深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進

- 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等について、男女がともに仕事と子育て・生活の調和ができるような環境づくりを目指していますが、長時間労働や固定的性別役割分担意識等に、まだ問題を残し、男女共同参画の推進が課題となっています。



（６）要保護児童への対応等きめ細かな取組みの推進

①児童虐待・引きこもり等防止対策の充実

- 虐待の早期発見・予防について、近所の方や関係機関からの通告も増えてきており、虐待予防の啓発にも力を入れています。

②障がい児施策充実

- 保育所での障がい児受入れについては、支援が必要な状態に応じて、保育士を追加配置し、可能な限り対応しています。また、障がいのある、またはその可能性のある子どもについては、関係各課で連携し、保護者や保育士・幼稚園教諭が、それぞれの児童に合った適切な支援ができるように専門家による発達相談を実施しています。
- 小・中学校での特別支援教育の推進については、特別な教育的支援が必要な児童・生徒に対して、適切な指導や支援が行えるよう平成２２年度より特別支援教育支援員を小・中学校に各１名配置しています。また、発達障害に対する正しい理解と啓発のため、研修をはじめとする支援員育成を行っています。
- 夏休みの「ひまわりの里」の開放については、障害者総合支援法及び、児童福祉法に基づくサービスを利用している世帯が多く、利用者が減少しています。

5 桂川町の子ども・子育て支援施策の課題

(1) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 就学前児童保護者の病児・病後児保育事業に対するニーズは29.3%、一時預かり事業に対するニーズは22.1%と、地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、一時預かりについては、既存施設と人員配置の問題から現在の保育所とは切り離して検討することが望ましく、保育士等の配置が必要になります。
- 近隣の「地域子育て支援センター」の現在の利用状況は7.0%となっていますが、桂川町に同様の「地域子育て支援センター」ができれば利用したい、と答えた割合は50.9%と半数を超えており、ファミリーサポートセンター事業と併せ、他の子育て支援事業との調整を通じた取組みの検討が必要です。
- 子育て支援「WaーWa」の託児支援事業においては、ボランティア的活動団体であることから、団体託児の受入れ数に限度があり、ファミリーサポートセンター事業等の取組みを検討する必要があります。
- 身近な相談先や情報の入手先として、同じ立場である保護者同士で気軽な相談や情報交換等ができるよう、保護者同士が集まれる場やイベント等を設け、また子育てサークルへの場所の提供を行う等、保護者のリフレッシュ、ストレス発散の機会をつくることが求められています。
- 保護者が利用できる子育て支援事業としては、「ピヨピヨ教室」のほか、「妊婦さん安心教室（母親学級）」、「手作りいろいろ教室・子育て支援講座」、「すくすく広場（子育てサロン事業）」等多岐に渡ります。ただ、ニーズ調査結果による就学前児童保護者の利用経験をみると「ピヨピヨ教室」は52.1%で半数を超えているものの、「妊婦さん安心教室（母親学級）」は30.0%、「手作りいろいろ教室・子育て支援講座」は14.2%、「すくすく広場（子育てサロン事業）」は22.1%となっています。悩みを気軽に相談できる場や保護者がリフレッシュできる環境を整えるため、これら子育て支援事業の周知徹底を図ります。また多様な相談に対応するため、妊娠前から、妊婦の段階、出産から子育ての段階と、それぞれの段階に応じた相談内容を把握しながら、子育て支援「WaーWa」や「トライアングル」との連携のもと悩みや不安に応えられる公的な支援のあり方が求められます。
- リフレッシュ事業やすくすく広場（子育てサロン事業）については、新規利用促進のための周知活動等が必要です。
- 各種子育て関連情報等の発信については、従来のホームページやパンフレット等を充実させるほか、スマートフォン等携帯端末の活用も視野に入れる必要があります。
- 隣近所との付き合いは希薄化しているものの、一方で近所や地域へ望む支援としては、「危険な目にあいそうな時の保護等」が圧倒的に多く、地域での見守りや気づきへの期待が大きくなっています。犯罪や事故を未然に防ぐためには、地域全体で子どもたちを見守る体制づくりが必要となり、「子育てを考える地域懇談会」等も今後とも継続していく必要があります。

- ボランティアの登録・依頼については、施設や高齢者からの依頼が多いことから、幅広い世代の方にボランティア活動に関心を持ってもらえるよう、ボランティア養成講座の開催や、子育て支援に関するボランティア活動の周知啓発を行い、ニーズの掘り起こしが必要です。

（２）母子の健康の確保と増進

- 母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、乳幼児訪問指導、妊婦さん安心教室（母親学級）、ピヨピヨ教室、わんぱく教室、母子栄養強化事業、予防接種等の保健関連事業、さらには、子育て支援講座や学校保健授業についても、今後とも必要な事業であり、継続的な取り組みが必要です。

（３）青少年の健全育成の充実

- 通学合宿・野外体験キャンプや「ひまわり」アンビシャス広場については、元気高齢者等ボランティアの方々や協力者の確保が必要です。
- 図書館まつりや図書館主催「おはなし会」については、広報の充実等を通じた事業の継続した取り組みが必要です。
- 社会福祉協議会の夏休み子ども受入れ事業については、より多くの児童、生徒が参加できるような環境づくりが必要です。
- 町立幼稚園については、新たな取り組み等を通して小学校への継続性を考慮した教育内容の充実を図る必要があります。
- 幼稚園・保育所での職場体験事業の受入れについては、小学校まで対象が拡大したことを踏まえた内容の充実が必要となっています。
- 小学校、中学校における自然体験・農業体験・職場体験事業については、小・中・高の連携を図り、さらに取り組みを充実させるための方策等が必要です。
- 「生き生き桂川っ子」総合推進事業については、地域に開かれた学校づくりの推進と併せ、事業内容の充実を図る必要があります。
- スクールカウンセラー活用事業や学校保健会等の取り組みについても、必要な事業であり、事業内容の充実を図る必要があります。

（４）ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みの推進

- 就学前児童での「育児休業制度」の利用をみると、母親利用 32.1%、父親利用 1.8%と、母親の利用経験者は約３割となっています。ただ、男女での取得状況の差は依然として大きく、母親、父親ともに利用できるような環境を整備する必要があります。
- 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等について、今後、いかにあらゆる世代に対して男女共同参画社会への理解を広めるかが課題となっています。
- ニーズ調査結果における現在の教育・保育事業の利用状況は「認可保育所」が最も多く、今後の利用希望をみると、「認可保育所」、「幼稚園」のニーズが多くなっています。また、新制度で核となる「認定こども園」や「幼稚園の預かり保育」等のニーズも「認可保育

所」と「幼稚園」に続いて多く、ニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要であり、既存施設における設備の充実、幼稚園教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。

- 延長保育事業について、園児数が常時定員を超えている状況であり、延長保育に対するニーズも増加することが予想されることから、今後の検討が必要です。
- 市内の小学校区ごとに2施設ある学童保育所については、既に1年生から6年生までの受入れを行っています。桂川学童では、1施設での受入れができないため、利用施設を分散化しているほか、施設、設備の老朽化、夏休み等長期休暇期間のみ利用希望がある保護者のニーズへの対応等が必要となっています。

(5) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- 児童虐待防止対策の「養育支援訪問事業」、「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」等の取組みは大変重要です。ニーズ調査でも、就学前、小学生ともに「児童虐待」については身近な問題として捉えられており、虐待の早期発見・予防について、これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報を共有できる環境づくりが必要です。
- ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」等の経済的支援を中心とした取組みが充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、就労支援等の制度周知等も含め事業の継続実施が必要です。
- 障がい児については、各種サービスの充実とともに、発育・発達の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見を目的とした健診の実施、発達障がい児の早期治療を充実する必要があります。併せて、学校での細かい対応を図るための学校支援員の配置の充実等を検討する必要があります。

(6) 安全・安心な子育て環境の充実

- 児童遊園の維持・管理については、地域の実態に応じた遊園の集約と関係課との連携強化が必要です。
- 安全・安心な子育て環境において、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組みであり、現在実施されている交通安全指導や交通安全教室等の継続実施、歩行者にやさしい交通環境の整備等事業の充実を図る必要があります。

第Ⅱ部

桂川町子ども・子育て支援の 基本的考え方

1 基本理念

- 国の「基本指針」における「子ども・子育て支援の意義」や「桂川町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

【国の基本指針より】

乳幼児期の発達には、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

- 国の「基本指針」を踏まえた、基本理念を考える上での視点を整理します。

- ◆本町がめざす将来像との整合性と、本町の未来を担う子どもたちの健全な成長に資する視点
- ◆子育ての第一義的責任は保護者にあることが前提であり、その上で、保護者が本町で子どもを産み育てることに生きがいを感じ、楽しみながら子育てができるような環境づくりの視点
- ◆家族、地域、行政、企業等が、子育て家庭の「支え」となり、社会全体が子育てを温かく応援し、支えあっていくという視点 等々

このような基本的な視点をもとに、基本理念を設定します。

基本理念

**みんなで応援 すくすく桂川っ子
～親も子も笑顔あふれるまち“けいせん”～**

2 基本目標

基本理念のもと、本町の子ども・子育ての将来の姿を実現するための基本目標を以下のよう
に設定します。

目標1 未来を担い、創造する子どもたちを育む

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止の視点
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に、地域の関わりが重要であるという視点
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを産み育てられる視点
- ◆男女ともに、子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

目標2 子どもたちの可能性と夢を引き出す

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点
- ◆子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できる場となるまちづくりを進めるという視点

目標3 地域の見守りと気づきで創る子どもたちの未来

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備等、地域社会が子どもの成長に積極的に関われる環境整備の視点

3 家庭・地域・事業者・行政の役割

家庭の役割

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

また家庭において、男女が協力して子育てを進めることが大切であり、女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないようにしなければなりません。

このことを踏まえ、子どもとのスキンシップやコミュニケーションの時間を大切にし、笑顔の絶えない明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努める必要があります。

地域の役割

子どもにとって、地域は充実した健全な日常生活を営む上で重要な場であり、子どもは地域との関わりの中で社会性を身につけ、大きく成長します。

そのため地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、支援していくことが大切です。

また、地域全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすため、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

事業者の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間の調和がとれる多様な働き方を選べるようにするとともに、職場優先の意識や固定的性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるよう努めるとともに、働く人々が仕事と家庭の調和がとれる働き方が重要である等の認識を深めることが重要です。

行政の役割

行政は、子育て支援として保健、医療、福祉、教育、労働、住宅、生活環境等多様な分野にわたる取り組みが必要であるため、関係部署の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

4 基本的視点と主要施策の方向

本事業計画における基本的視点とその方向性は以下の通りです。

(1) 子育て世代への支援

①子育て支援サービスの充実

本町では、子育て支援サービスの充実及び拠点となる施設の整備が課題となっています。

子育て支援の拠点となる「地域子育て支援センター」については、桂川町総合福祉センター「ひまわりの里」内の「子どもの部屋」等を活用し、平成27年度より運営を段階的に開始します。

まずは、「ひまわりの里」内の健康福祉課の保健師、栄養士、助産師、看護師等の専門職による相談業務の充実に努めます。

また、常駐の保育士を配置し、相談業務の充実と併せて、「ひまわりの里」内の研修室、調理室等を活用し、保護者の交流及びリフレッシュの場の提供、子育て支援に関する勉強会や講座、講演会の企画実施にも取り組んでいきます。

併せて、子育て支援センターを拠点に、地域及び保育所、幼稚園、小中学校、医療機関等のネットワークによる、子育て支援サービスの充実を図ります。

②経済的負担の軽減

離婚の増加等を背景に、子育てに対する経済的負担感を感じる世帯が増加しており、それに伴う子どもの貧困も深刻な問題となっています。

本町では、保護者の子育てに係る経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。

③相談体制、情報提供の充実

地域との関わりの希薄化、核家族化の進行等により、身近に相談できる相手が少なく、子育てへの不安感・孤立感が増加しつつあることを背景に、相談内容は一層多様化、複雑化しています。

特に妊婦の時期は、まだ出産後の生活スタイルが具体的にイメージできないため、子育て支援事業を知らないまま、育児に対して不安を抱えていることがあります。このような悩みを軽減できるよう、出産前の段階から、母親同士で気軽な相談や情報交換ができる場の充実と周知に努め、産後スムーズに子どもと一緒に生活を始めることができるような支援を図ります。

さらに既存のパンフレット等による情報提供のほか、スマートフォン等携帯端末を活用し、情報への気軽なアクセスや事業の効果的なPRを可能にするための手法を検討していきます。

④子育てを支える地域環境の形成

昨今の社会構造の変化に伴い、地域を含め、人とのふれあいや交流の機会が減っていますが、学校、家庭、地域がともに手を取り合って、子どもたちを支え育てていくため、世代間交流や体験活動を主とした地域福祉部の活動等を継続して推進していきます。

(2) 母子の健康の確保と増進（健やか親子21）

①安心して妊娠、出産できる環境の整備

安心して子どもを産み、健やかに育てるため、そして生涯にわたる健康維持のためには、母子保健は欠かせないものです。

妊娠期を不安なく過ごし、出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付をはじめ、妊婦健康診査補助券の交付等により、妊娠期の健康の保持に努め、若年の妊婦・母親や育児に不安感を覚える母親等に対する支援を行います。

②親子の健康の確保

母親が安心して子育てができる環境整備と、健やかな子どもの成長のために、母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談の一層の充実に努めます。

小児期の健康管理については、発達段階に合わせた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣を確立するための健康教育等の一層の充実に努めます。さらに、1歳6か月児及び3歳児健診の受診率向上を図り、病気や発達の遅れ等の早期発見に努めるとともに、安心して子育てができるよう、広域的視点からの小児医療体制の充実等に努めます。

③食育の推進

栄養バランスにすぐれた食事は、健康な体を作るだけではなく、規則正しい生活のリズムを確立するためには欠かせないものです。また食事の時間は、家族間のコミュニケーションのためにも大切な時間です。そのことを踏まえ、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体の健康づくりを推進します。

(3) 子どもの健やかな成長を目指す教育環境の整備

①就学前教育の振興

幼児期は基本的な生きる力を獲得する時期にあたり、その教育は子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えているといわれています。

子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、それぞれの発達に応じた適切な関わり方を保護者や周りの大人たちが認識するとともに、学校教育と連携した質の高い幼児教育の推進や地域での子育て支援の充実を図ることによって、就学前教育の振興に努めます。

②教育環境及び青少年健全育成の推進

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の三つの要素を備えた「生きる力」の育成に努めます。

子どもたち自身が地域の一員であることを自覚し、郷土愛や他人への思いやり、社会に対する責任感等を認識できるよう心の教育の充実に努めます。

少子化・核家族化に対応して乳幼児と触れ合う機会や場を提供するとともに、将来に対する目的意識を持って主体的に進路を選択することができるようキャリア教育^{※1}の充実に努めます。

いじめ、暴力行為等の問題行動や不登校、中途退学の未然防止・早期対応に向け、学校、家庭、地域及び関係機関等とのネットワークを強化し、スクールカウンセラー活用事業やスクールソーシャルワーカーを活用した不登校対策協議会の取組みを通して一人ひとりの心に寄り添ったきめ細やかな対応に努めます。

併せて、「生き生き桂川っ子」総合推進事業についても、開かれた学校づくりの推進とともに、子どもたちの「生きる力」を育成する活動に取り組めます。

③家庭の教育力の向上

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等で家庭教育への支援が一層求められています。家庭は子どもの成長の基盤であり、すべての教育の基礎となります。基本的な生活習慣をはじめ、保護者と子の関わり等についての学習機会の充実と、家族間の交流の機会拡大を図ります。

④思春期の保健対策

スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、子どもたちを取り巻く環境は一層複雑化しており、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）^{※2}の利用によるトラブル等が危惧されます。

今後、情報モラルの指導を徹底した情報教育の充実に図り、思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応をとれるような知識の形成と環境づくりに努めます。

（４）子育てと社会参加の両立支援

①就業環境の整備

既婚女性の就労が定着しつつある中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な働き方を選択できる社会に向けての取組みが、子育て支援策の柱として求められています。

今後は、男女共同参画推進条例の制定を通じて、男女に関係なく子育てに関われる環境づくりに努め、特に、就業環境については、職場優先の意識を解消し、働き方の見直しを

※1 キャリア教育

勤労観及び職業観を育てる教育。主体的に進路を選択する能力・態度を育てる。

※2 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

互いが友人を紹介し合い、新たな友人関係を広げることを目的としたコミュニケーション・サービス。

進めて、家族との時間を確保できるような職場環境づくりの啓発に努めます。

②保育サービスの充実

就労形態の多様化等、さまざまな社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時保育等に対する保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても、事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組みにしたがい、内容を検討していきます。

併せて、ニーズに見合った人材の確保等に努めます。

町立幼稚園については、教育時間前後や園の休業中の預かり保育等の実施を検討し、幼児期の学校としての充実を図ることで、小学校への円滑な接続を見通した教育課程の充実に努めます。

③学童保育所（放課後児童クラブ）の充実

全国的には、保育所を卒園し小学校に入学した児童の放課後、保護者の帰宅までの居場所がなくなる、いわゆる「小1の壁^{※1}」問題が示すように、就学前児童の待機児童問題とともに、就学児の放課後の居場所問題は本制度での大きなテーマとなっています。

しかし、本町では、すでに6年生までの受入れを行い、放課後や週末、長期休暇期間等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供しています。

今後は、既存の取組みの充実とともに、施設の分散化や施設及び設備の老朽化等への取組み、長期休暇期間へのニーズ対応についても検討を行います。

（５）専門的な支援を必要とする子ども等への支援の充実

①児童虐待防止策の充実

報道が伝える児童虐待は全国的に増加しており、深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、適切かつ迅速な対応が求められています。

本町においても、関係機関との連携により、相談窓口や相談体制の整備等、きめ細やかな対応を充実させます。

②ひとり親家庭等の自立支援

昨今、増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で背負うことが多く、日常生活において様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を育むため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な母子家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

※1 小1の壁

小学校入学前後で実施される保育時間に差があることから、就労している保護者が働き方の変更を強いられる問題のこと。

併せて、父子家庭に対する家事援助、育児支援等の生活支援の充実を図ります。

③障がいのある子どもがいる家庭への支援

ノーマライゼーション^{※1}の理念のもと、社会全体で障がい児を温かく見守りながら社会生活をともにするため、また障がい児の健全な発達を支援するため、居宅介護、児童デイサービス、短期入所等の多様なサービスの充実を図ります。

また、障がいの早期発見・早期治療のため、関係機関との連携による支援体制や情報提供の充実に努めます。

（６）安全・安心まちづくりの推進

①子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、地域と学校、警察等の関係機関・団体が連携し、交通事故の減少に向けた取組みを強化する必要があります。

交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが基本であり、幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の向上に努めます。

②犯罪等の被害にあわないための環境の整備

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、また年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の保護者にとっては大きな不安要因の一つとなっています。

登下校時における子どもの安全の確保、子どもを犯罪等から守るための地域におけるあいさつ・声かけ運動や地域の防犯パトロール等の防犯活動等、犯罪を未然に防ぐ環境づくりに継続して努める等、地域全体で見守る体制づくりを推進します。

③子育てを支援する生活環境の整備

道路における歩道構造のバリアフリー^{※2}化等歩行者にやさしい道路整備に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、児童遊園の集約とともに、計画的な維持・管理に努めます。



※1 ノーマライゼーション

障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

※2 バリアフリー

障害者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方。

第Ⅲ部

事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本町では「町全域」を教育・保育提供区域とします。
- 地域子ども・子育て支援事業については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定にあたっては、広域性、地域性を加味する必要がある、この点を踏まえ基本的には「町全域」を提供区域とします。
- ただし、放課後児童健全育成事業（学童保育所（放課後児童クラブ））については、基本は「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定■

事業区分		区域設定	考え方
1	利用者支援事業	町全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、町内全域とする。
2	地域子育て支援拠点事業（平成27年度から子育て支援センター開始予定）	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
3	妊婦健康診査（桂川町妊婦健康診査）	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
4	乳児家庭全戸訪問事業（桂川町乳児家庭全戸訪問事業）	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
5	養育支援訪問事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
6	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（桂川町子どもネットワーク会議）	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
7	子育て短期支援事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
8	ファミリーサポートセンター事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
9	一時預かり事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
10	延長保育事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
11	病児保育事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
12	放課後児童健全育成事業（桂川町学童保育所）	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域	事業特性を踏まえ、町内全域とする。
14	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	町全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（量の見込み及び確保方策）

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」について、ニーズ調査結果をもとに、桂川町に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（※1）及び地域型保育事業（※2）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業			算出対象 児童年齢
1号認定	（認定こども園及び幼稚園）	＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2号認定①	（幼稚園）	＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5歳
2号認定②	（認定こども園及び保育所）	＜共働き家庭＞	3～5歳
3号認定③	（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）	＜共働き家庭＞	0～2歳

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設



②需要量と確保の方策

平成 27 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望※ ³	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		124 人	(68)人	210 人	171 人	65 人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※ ¹	120	207		114	33
	地域型保育事業※ ²					
	合計②	120	207		114	33
②－①＝		▲4	▲3		▲57	▲32

※¹ 幼稚園，保育所，認定こども園(広域調整後の数字)

※² 小規模保育※²，家庭的保育，居宅訪問型保育※³，事業所内保育※⁴施設(同上)

※³ 2号①の()内数字は1号認定に合算した

平成 28 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望※ ³	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		128 人	(70)人	217 人	155 人	63 人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※ ¹	120	207		114	33
	地域型保育事業※ ²					
	合計②	120	207		114	33
②－①＝		▲8	▲10		▲41	▲30

※¹ 幼稚園，保育所，認定こども園(広域調整後の数字)

※² 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設(同上)

※³ 2号①の()内数字は1号認定に合算した

※¹ 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。(法第27条)

※² 小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。(法第7条)

※³ 居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(法第7条)

※⁴ 事業所内保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。(法第7条)

平成 29 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望※3	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		121 人	(66)人	206 人	152 人	60 人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	120	207		114	33
	地域型保育事業※2					
	合計②	120	207		114	33
②－①＝		▲1	1		▲38	▲27

※1 幼稚園、保育所、認定こども園(広域調整後の数字)

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設(同上)

※3 2号①の()内数字は1号認定に合算した

平成 30 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望※3	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		127 人	(69)人	215 人	147 人	58 人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	120	207		114	33
	地域型保育事業※2					
	合計②	120	207		114	33
②－①＝		▲7	▲8		▲33	▲25

※1 幼稚園、保育所、認定こども園(広域調整後の数字)

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設(同上)

※3 2号①の()内数字は1号認定に合算した

平成 31 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定※4	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望※3	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		117 人	(64)人	199 人	141 人	56 人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	120	207		141	56
	地域型保育事業※2					
	合計②	120	207		141	56
②－①＝		3	8		0	0

※1 幼稚園、保育所、認定こども園(広域調整後の数字)

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設(同上)

※3 2号①の()内数字は1号認定に合算した

※4 現有施設の用途変更・改修等により、3号認定の供給不足が解消できるよう努めます

（２）教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行う施設です。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園の移行に必要な施設・設備の整備や情報提供を行い、認定こども園への移行を検討していきます。

併せて、学校教育と児童福祉の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。その他、施設の状態（老朽化・耐震性）や地形・地域性を考慮し、またスムーズな小学校への就学移行を基本としながら、保護者の就労を支援するため子どもの送迎や保護者の通勤に配慮し、適正な配置を検討します。

（３）教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、これらのニーズや社会変化に対応した質の高い教育を提供することによって時代の要請にこたえていくことが求められています。

そのためにも、教員等の専門性を高めるための研修の機会を確保するとともに、幼稚園と保育所との各種交流を促進することによって教員等の資質の向上に努めます。

保・幼の年長児の段階で、子どもの「行動の特徴」や「健康状態」など一人ひとりの詳細な様子を小学校に伝える方法等を検討し、教員等が子どもの特性を適切に把握した上で、引き続き就学後の教育に活かすことのできるシステムを構築するなど、小学校との円滑な接続を図るための保・幼・小の連携を強化します。

さらに、教育活動を展開するための屋内外の施設・設備の充実を図り、安全で安心して学べる教育環境の整備に努めます。

（４）産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果をもとに設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所等の整備を検討します。

特に、出産後、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則１歳到達時）に認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者については、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備について検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策等

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、桂川町に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定します。

①利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

量の見込みと確保方策

健康福祉課、学校教育課、保育所、社会福祉協議会が連携して相談業務等にあたります。

②地域子育て支援拠点事業（平成27年度から子育て支援センター開始予定）

事業概要

子育て支援を目的に、地域の身近な場所で、子育て中の保護者と子どもの交流・育児相談・援助・情報提供を行う。

対象

0歳児～就学前の児童とその保護者

単位

人日/月

量の見込みと確保方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	270人日	251人日	245人日	236人日	226人日
②確保方策	270人日	251人日	245人日	236人日	226人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

平成27年度より、既存の施設等を活用しながら実施します。

③妊婦健康診査（桂川町妊婦健康診査）

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

対象

妊婦

単位

人、回

量の見込みと確保方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	106 人	103 人	99 人	95 人	92 人
②確保方策	106 人	103 人	99 人	95 人	92 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

母子健康手帳交付時に妊婦健康診査補助券を配布し、受診の奨励を継続して行います。

④乳児家庭全戸訪問事業（桂川町乳児家庭全戸訪問事業）

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象

0歳児

単位

人/年

量の見込みと確保方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	106 人	103 人	99 人	95 人	92 人
②確保方策	106 人	103 人	99 人	95 人	92 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

保健師等が対象乳児の家庭を訪問し事業を継続します。

⑤養育支援訪問事業**事業概要**

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

対象

養育支援が必要な家庭

単位

人(支援対象人数)

量の見込みと確保方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
②確保方策	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

本事業は、養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後とも、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援の充実に努めます。

⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（桂川町子どもネットワーク会議）**事業概要**

0歳～18歳に満たない児童の虐待や引きこもり等について、一貫した対応ができるように2か月に1回の定例会を実施するとともに、必要に応じて個別ケース会議等も実施し、児童虐待や引きこもり等のケース検討を行う。

対象

0歳～18歳

単位

開催回数

量の見込みと確保方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回
②確保方策	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回
②－①＝	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

本事業は、児童虐待に対する情報共有等の貴重な場であり、今後とも関係機関一体となって継続的に取り組んでいきます。

⑦子育て短期支援事業

事業概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

対象

0歳児～18歳

単位

人(支援対象人数)

量の見込みと確保方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

今後もニーズの把握に努め、検討事項とします。

⑧ファミリーサポートセンター事業

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象

1年生～6年生

単位

人日/年間

量の見込みと確保方策

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

今後もニーズの把握に努め、検討事項とします。

⑨-1 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育） 1号認定

事業概要

1号認定を受けた子どもを通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園において必要に応じ保育を行う。

対象

3歳児～5歳児

単位

人日/年間

量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	300 人日	310 人日	294 人日	307 人日	284 人日
②確保方策	0 人日	310 人日	294 人日	307 人日	284 人日
②－①＝	▲300 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

平成28年度より、一時預かり等を検討し、利用ニーズに対応していきます。

⑨-2 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした預かり保育） 2号認定で
幼稚園希望**事業概要**

1号認定を受けずに幼稚園を希望している2号認定の子どもを通常の利用時間以外に幼稚園で恒常的に保育を行う。

対象

3歳児～5歳児

単位

人日/年間

量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	17,968 人日	18,601 人日	17,599 人日	18,390 人日	17,020 人日
②確保方策	0 人日	18,601 人日	17,599 人日	18,390 人日	17,020 人日
②－①＝	▲17,968 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

平成28年度より、一時預かり等を検討し、利用ニーズに対応していきます。

⑨-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

教育・保育認定を受けない子どもを保育所等で一時預かりする事業。

対象

0歳児～5歳児

単位

人日/年間

量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	700 人日	671 人日	649 人日	641 人日	609 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	609 人日
②－①＝	▲700 人日	▲671 人日	▲649 人日	▲641 人日	0 人日

今後も、保護者のニーズの把握に努め、供給基盤の確保の検討を行います。

⑩延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う。

対象

0歳児～5歳児

単位

人/年間

量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	221 人	217 人	208 人	210 人	198 人
②確保方策	158 人	155 人	149 人	150 人	198 人
②－①＝	▲63 人	▲62 人	▲59 人	▲60 人	0 人

供給不足が解消できるように、保育体制の確保に努めます。

⑪病児保育事業**事業概要**

病気や病気回復期の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育を行う。

対象

0歳児～5歳児、1年生～6年生

単位

人日/年間

量の見込みと確保方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	482 人日	473 人日	454 人日	457 人日	431 人日
②確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	431 人日
②－①＝	▲482 人日	▲473 人日	▲454 人日	▲457 人日	0 人日

今後も、病児の状況及び保護者のニーズの把握に努め、医療機関との連携による対応を検討します。

⑫放課後児童健全育成事業（桂川町学童保育所）**事業概要**

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う。

対象

1年生～6年生

単位

人/年間

量の見込みと確保方策

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	157 人	167 人	172 人	159 人	164 人
②確保方策	165 人	165 人	165 人	165 人	165 人
②－①＝	8 人	▲2 人	▲7 人	6 人	1 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	76 人	75 人	74 人	78 人	84 人
②確保方策	85 人	85 人	85 人	85 人	85 人
②－①＝	9 人	10 人	11 人	7 人	1 人

放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、学校等と連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。

夏休み等長期休暇期間の利用ニーズの把握に努め、対応を検討します。また、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための設備等の環境整備のほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保等を検討します。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。

量の見込みと確保方策

国の指針等に基づき、取組んでいきます。

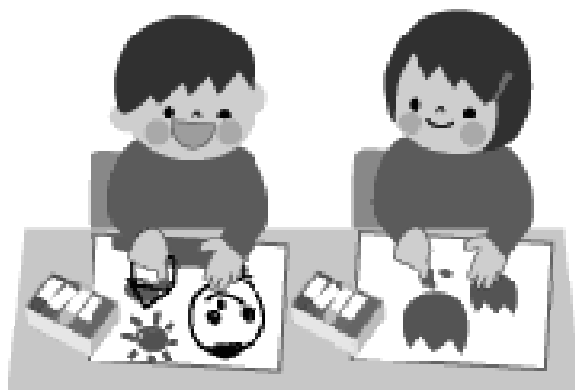
⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。

量の見込みと確保方策

国の指針等に基づき、取組んでいきます。



4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組みが必要です。

本町においては、民生児童委員との連携を強化し、対象家庭を早期に把握しながら、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応、再発防止のための取組みを進めます。

①相談体制の整備や関係機関との連携強化

虐待の発生予防、早期発見・対応のためには、地域の関係機関との連携及び情報収集・共有が不可欠です。

行政、児童相談所、家庭児童相談員、主任児童委員、保育所、幼稚園、学校、教育委員会、警察等幅広い関係者で構成している、「桂川町子どもネットワーク会議」の効果的な運営や虐待相談等に組織的に対応するため、研修等により職員の資質の向上に努め、体制強化を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合は児童相談所等への通知や適切な援助を求める等、県との連携強化を図ります。

②発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠・出産期及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、関係各課（所）が緊密な連携を図るとともに、医療機関と町が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、民生児童委員やNPO※1、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

※1 NPO

社会的な問題に、非営利で取組む民間非営利団体。

③地域での支援体制

子ども・子育て支援を推進するにあたっては、地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長する環境づくりのために、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力に努めるほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等を行い、県との連携を進めながら地域での支援体制の充実に努めます。

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、保育、学童保育所（放課後児童クラブ）の利用に際しての配慮をはじめ、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援、さらには自立支援給付による就業支援や経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

（３）障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域とともに成長するためには、公的なサービスの充実とともに町民一人ひとりが障がい児に対する理解を深め、温かく見守っていくことが必要です。

そのため、本町では、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や早期治療を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診査等を継続して推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組みを推進するとともに、地域の障がい児とその家族等に対する支援の充実に努めます。

また、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図り、専門家等の協力も得ながら、自閉症、学習障害（LD）※¹、注意欠陥多動性障害（ADHD）※²等の発達障害を含む障がいのある子ども、一人ひとりに応じた支援ができるように努めます。

子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培えるよう、総合的な生活支援を実施します。

※¹ 学習障害（LD）

発達障害の一つで、全般的には知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する等の能力のうち、特定の分野の習得や使用に困難を抱える。

※² 注意欠陥多動性障害（ADHD）

発達障害の一つで、不注意（物事に集中できない、忘れ物が多い）、多動性（落ち着きがない、じっとしてられない）、衝動性（突飛な行動を取る、順番を守れない）等の症状を特徴とする。

5 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みの推進

(1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

就労する母親が増加する中、子育ての負担をできるかぎり軽減するため、父親も子育てに参加するとともに、子育て世代を社会全体で支える環境整備に取り組む必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本町では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接な連携をし、協力し合いながら、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備の促進等を図ります。

(2) 事業主の取組みの促進

仕事と生活のバランスがとれた働き方の見直しや、子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業をホームページや広報へ掲載して紹介する等、仕事と生活の調和を目指している企業への社会的評価の促進に努めるとともに、町独自での取組みも検討します。

(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する町民の理解の促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

またホームページや広報等により、子育てに関する理解の促進等の周知を広げ、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。

併せて、父親も積極的に子育てに参加できるような働き方の実現のため、男性の育児休業の取得促進や緊急時の休暇の取得等、職場や地域社会全体への意識啓発を推進します。



6 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

子どもに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行い、連続性・一貫性のある保育・教育を提供するために、就学前の教育・保育施設と小学校、学童保育所（放課後児童クラブ）等の関係機関との連携が不可欠です。

本町においては、保育所、幼稚園及び小学校と中学校で行っている情報交換等の連絡会を継続するとともに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、実施主体間の連携の支援も推進します。

また、住民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるように、近隣の市町と迅速に調整等を行うよう努めます。

さらに、円滑な事務の実施を含め、庁内関係部署間及び県との間においても、必要な情報を共有し、相互に密接な連携を図ります。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

本町では、「桂川町子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、この結果に基づいた事業計画の見直しや取組み内容の改善等を図ります。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。



資料編

1 桂川町子ども・子育て会議条例

平成25年6月21日

条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、桂川町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次の各号に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第77条第1項に掲げる事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、本町子育て支援に関し、町長が必要と認める事務

(組織)

第3条 子育て会議は、委員12人以内をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 桂川町議会
- (2) 桂川町社会福祉協議会
- (3) 教育関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 委員長は、子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第8条 子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 桂川町子ども・子育て会議委員

選出機関等名	役職等	氏名	備考
桂川町議会	総務経済建設委員会 委員	◎神崎 はな子	平成26年 11月18日まで
	文教厚生委員会 副委員長	◎大塚 和佳	平成26年 11月25日から
桂川町社会福祉協議会	専任職員	花岡 早織	
桂川町教育委員会	教育委員	大塚 敏子	
桂川町民生児童委員協議会	主任児童委員	神崎 玲子	
桂川町PTA連絡協議会	桂川小学校 PTA会計	原 中 愛	
子どもの保護者	土師保育所 保護者会長	森 敦子	
子どもの保護者	善来寺保育園 保護者会長	染原 明日香	
子どもの保護者	桂川幼稚園 保護者会長	綿貫 京子	平成26年 3月31日まで
		安元 詠子	平成26年 6月1日から
桂川町立保育所	吉隈保育所園長	尾崎 雅恵	平成26年 3月31日まで
		原中 由美子	平成26年 6月1日から
善来寺保育園	善来寺保育園 副園長	○溝口 治夫	
桂川町立幼稚園	桂川幼稚園長	長野 陽一	
学識経験者	学識経験者	秋本 俊則	

◎：会長 ○：副会長

任 期：平成25年10月1日から平成27年9月30日まで

3 計画策定の経緯

開催日	項目	協議内容等
平成 26 年 6 月 6 日	第 1 回会議	・ 子ども・子育て支援新制度について ・ 桂川町子ども・子育て支援に関するニーズ調査の報告 ・ 桂川町子ども・子育て支援事業計画構成案について ・ 今後のスケジュールについて
平成 26 年 8 月 11 日	第 2 回会議	・ 量の見込みと確保の内容について ・ 事業計画骨子案について
平成 26 年 10 月 16 日	第 3 回会議	・ 子ども・子育て支援法に関連する 3 つの条例について ・ 桂川町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
平成 26 年 12 月 11 日	第 4 回会議	・ 桂川町子ども・子育て支援事業計画（素案）について
平成 27 年 3 月 3 日	第 5 回会議	・ 桂川町子ども・子育て支援事業計画案の最終確認について

4 目標量

(1) 教育・保育施設の目標量

平成 27 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		124 人	(68)人	210 人	171 人	65 人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設	120	207		114	33
	地域型保育事業					
	合計②	120	207		114	33
②－①＝		▲4	▲3		▲57	▲32

(注)2号①の()内数字は1号認定に合算した

平成 28 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		128 人	(70)人	217 人	155 人	63 人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設	120	207		114	33
	地域型保育事業					
	合計②	120	207		114	33
②－①＝		▲8	▲10		▲41	▲30

平成 29 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		121 人	(66)人	206 人	152 人	60 人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設	120	207		114	33
	地域型保育事業					
	合計②	120	207		114	33
②－①＝		▲1	1		▲38	▲27

平成 30 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		127 人	(69)人	215 人	147 人	58 人
確保 方策 (提供量)	特定教育・保育施設	120	207		114	33
	地域型保育事業					
	合計②	120	207		114	33
②－①＝		▲7	▲8		▲33	▲25

平成 31 年度

町全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		117 人	(64)人	199 人	141 人	56 人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	120	207		141	56
	地域型保育事業					
	合計②	120	207		141	56
②－①＝		3	8		0	0

(2) 地域子ども・子育て支援事業の目標量（主要事業）

地域子育て支援拠点事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	270 人日	251 人日	245 人日	236 人日	226 人日
確保方策	270 人日	251 人日	245 人日	236 人日	226 人日

子育て支援を目的に、地域の身近な場所で、子育て中の保護者と子どもの交流・育児相談・援助・情報提供を行う。

妊婦健康診査	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	106 人	103 人	99 人	95 人	92 人
確保方策	106 人	103 人	99 人	95 人	92 人

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

乳幼児全戸訪問事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	106 人	103 人	99 人	95 人	92 人
確保方策	106 人	103 人	99 人	95 人	92 人

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

養育支援訪問事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
確保方策	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

桂川町子どもネットワーク会議	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回
確保方策	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回

0歳～18歳に満たない児童の虐待や引きこもり等について、一貫した対応ができるように2カ月に1回の定例会を実施するとともに、必要に応じて個別ケース会議等も実施し、児童虐待や引きこもり等のケース検討を行う。

一時預かり事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定	量の見込み	300 人日	310 人日	294 人日	307 人日	284 人日
	確保方策	0 人日	310 人日	294 人日	307 人日	284 人日
2号認定	量の見込み	17,968 人日	18,601 人日	17,599 人日	18,390 人日	17,020 人日
	確保方策	0 人日	18,601 人日	17,599 人日	18,390 人日	17,020 人日
幼稚園の預かり保育以外	量の見込み	700 人日	671 人日	649 人日	641 人日	609 人日
	確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	609 人日

1号認定: 1号認定を受けた子どもを通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園において必要に応じ保育を行う。

2号認定: 1号認定を受けずに幼稚園を希望している2号認定の子どもを通常の利用時間以外に幼稚園で恒常的に保育を行う。

幼稚園の預かり保育以外: 教育・保育認定を受けない子どもを保育所等で一時預かりする事業。

延長保育事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	221 人	217 人	208 人	210 人	198 人
確保方策	158 人	155 人	149 人	150 人	198 人

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う。

病児保育事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	482 人日	473 人日	454 人日	457 人日	431 人日
確保方策	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	431 人日

病気や病気回復期の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育を行う。

放課後児童健全育成事業		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
低学年	量の見込み	157 人	167 人	172 人	159 人	164 人
	確保方策	165 人	165 人	165 人	165 人	165 人
高学年	量の見込み	76 人	75 人	74 人	78 人	84 人
	確保方策	85 人	85 人	85 人	85 人	85 人

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う。

桂川町子ども・子育て支援事業計画

発行年月日	平成 27 年 3 月
発 行	福岡県 桂川町
編 集	桂川町 健康福祉課
	〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地
	電話 0948-65-0001 FAX 0948-65-0078
	E-mail fukushi@town.keisen.lg.jp



桂川町